

新型コロナウイルス感染症対策について

質問：北川議員

新型コロナウイルス感染症対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 府民からの健康相談や積極的疫学調査等により、保健所の業務が著しく増大する中、保健所の業務過多により感染対策の遅れにつながる可能性があってはならないと考える。保健所の新型コロナウイルス感染症に対する業務を円滑化し、府民に対する迅速な対応を行うため、デジタル化を含めて、保健所の新型コロナウイルス対策業務を改善すべきと考えるがどうか。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化して以来、本府も数次にわたる補正予算を編成し、様々な経済支援を行ってきたが、WITHコロナ時代における地域経済への支援等に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。
 - ① 人類と新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦となり、経済への影響も長期化することが見込まれるため、本府が行う地域経済への支援にも、息の長い対策が求められると考えるが、必要となる財源確保を含め、長期的になると予想される経済的支援をどのように行い、本府の経済活動をどのように復興するのか。
 - ② 今回のコロナ・ショックを 18 世紀後半の産業革命と同様に捉え、IoTの活用などWITHコロナ時代に対応できる産業構造への変革を推進する必要があると考えるが、これからの本府の産業のあり方をどのように捉え、WITHコロナ時代にふさわしい産業振興をどのように進めるのか。
- (3) 新型コロナウイルス感染者をはじめ関係者に対する人権侵害への対策及び大学における感染防止対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。
 - ① 新型コロナウイルス感染者や関係者に対する誹謗中傷が全国各地で発生し、多くの人達が心を痛めている。こうした悲しい事例が府内でできる限り発生しないようにするため、府民にどのようなことを留意してもらうべきと考えるのか。
 - ② 今後、大学の後期授業が再開されるが、大学のまち京都として、府内の大学と行政とが連携し、大学における感染防止対策をしっかりと進めるべきと考えるがどうか。

答弁：西脇知事

保健所における新型コロナウイルス感染症対策業務の改善についてでございます。

京都府では、第一波を検証し、今後の感染拡大に備えて医療提供体制や効果的な検査体制等を構築するため、関係団体のヒアリングなどを通じて課題の洗い出しを進めてきたところでございます。

さらに、専門家のご意見もいただきながら、

- ① 相談・受診・検査体制
- ② 入院医療・施設療養
- ③ 人材・医療資材の確保
- ④ 感染予防
- ⑤ 緊急事態措置

この5つの項目につきまして、今後の取組の方向性を、8月末に取りまとめたところでございます。

その中で保健所業務に関してましては、

- ① 相談窓口の集約化や応援体制の強化
- ② インフルエンザ流行期に備えた、帰国者・接触者外来や検査センターなどの受診・検体採取場所の確保
- ③ 陽性者増加に対応するための入院調整機能の強化
- ④ 集団感染発生時などに保健所が積極的疫学調査に専念できる体制の整備

など、必要な課題が明らかになったところでございます。

そのため、相談体制につきましては、本庁に看護師による24時間体制の相談窓口を設置したところであり、今後とも、本庁において専門性の高い相談対応を行うことで、保健所の相談業務の負担軽減を図ってまいります。

検査体制につきましては、発熱や咳などの症状を有する方について、保健所を通さずにPCR検査を受けることができるよう、唾液検査のできる診療所を400カ所に、検査センターを5カ所に拡充することとしており、検査を受ける方法について、改めて府民にお知らせし、積極的疫学調査に保健所が専念できる体制整備を進めてまいります。

感染症法に基づき保健所が取り組むこととされている入院調整につきましては、入院医療コントロールセンターにおいて集約して府域全体の対応をしているところであり、今後の感染者の増加に的確に対応するため、新規陽性者の受入、症状が改善した患者の転院・宿泊療養施設への入所等をさらに効率的に調整できるよう、体制を強化してまいりたいと考えております。

さらに、保健所においては積極的疫学調査に専念するため、陽性患者の多い府南部の保健所に9月にはOB職員2名を配置したほか、他の保健所や市町村からも約50名の保健師を確保しており、引き続き保健師の体制整備を進めてまいります。

また、デジタル化の取組として、新型コロナウイルス感染者などの情報を一元的に管理し、関係者間で共有するシステムでありますHER-SYS(ハーシス)を既に導入しており、今後は、その浸透を図るとともに、その他の業務についてもICTの活用等により省力化を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

今後とも、状況に応じた機動的で柔軟な人員配置、相談・受診・検査体制の拡充、デジタル化の推進等を通じて、保健所における新型コロナウイルス感染症対策業務の改善を着実に図ってまいりたいと考えております。

次に、経済支援についてであります。

新型コロナウイルス感染症への緊急対応として、国の持続化給付金や雇用調整助成金に加えて、京都府も国の地方創生臨時交付金等も活用して、無利子・無担保・無保証料の融資制度、事業再出発支援補助金など、あらゆる施策を総動員して府内企業の事業継続と雇用維持に努めております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するおそれがあるため、国と地方で役割分担をしながら、腰を据えて、地域経済の立て直しに臨むことが重要でございます。

事業継続や雇用維持の基本的な支援は引き続き国が担い、京都府は、地域の産業特性に合わせた補助制度や、中小企業へのきめ細やかな経営支援、地域を支える中小企業のための仕事づくりなどを担うことが必要であると考えております。

厳しい財政状況の中でも、こうした支援策を展開するためには、地方創生臨時交付金などの国からの財源が不可欠であることから、来年度以降の臨時交付金制度の維持・拡充や新たな仕事づくり基金制度の創設などについて国に対して強く要望しているところでございます。

次に今後の産業のあり方についてでございます。

京都の産業は、伝統産業、ハイテク産業、和食や観光に関連する産業など、極めて多様であることが特徴であり、この多様性を活かすことがリスクに強く、イノベーションを生む社会をつくる原動力になるものと考えております。

京都産業がコロナ禍を克服し更に発展するためには、多様性という京都産業の強みを生かした産業戦略が必要でございます。このため、本年6月に設置しました「危機克服会議」において、京都産業の特徴を捉えて設定しました①商店街・小売業、②ものづくり産業、③伝統産業、④観光関連産業、⑤食関連産業の5つの分野において、学識経験者や他分野のリーダー、若手経営者なども交えて議論を進めているところでございます。

会議では、海外の人は日本の伝統に凄さを感じており、そこに伝統産業の活性化につながるヒントがある、大学や研究機関など優れた知的資源を生み出す機関が立地しているだけではなく世界的なネットワークを形成しており、多様な連携によって最先端技術の実用化を行うオープンイノベーションの場としての魅力は、日本でもトップクラスである、多様な地域を抱える京都で生み出される観光などの地域ビジネスは日本の地方創生のモデルになり得る、など様々なご意見をいただいております。年内には産業戦略の中間取りまとめを行う予定としております。

また、産業戦略を策定する一環として「コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業補助金」の公募をいたしましたところ、379件のPOSTコロナ社会を睨んだ具体的なビジネスアイデアの応募があり、厳しい経営環境下でもチャレンジ精神を失わない京都の中小企業の力強さを感じているところであります。

こうした議論やビジネスモデルの創造を通じて得られた知見も踏まえまして、京都の中小企業が現在の危機を克服して、WITHコロナ・POSTコロナ社会において更なる成長を遂げられる「道筋となる戦略」を示すことで、京都経済の復興につなげてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する人権問題についてでございます。

全国的に感染症が収束しない中、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が依然続いております。

こうした行為は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、決して許されるものではございません。また、社会で差別的な行為が発生をいたしますと、感染が疑われる症状があっても、差別を恐れて受診をためらい、更なる感染拡大に繋がるという事態を招くことにもなりかねません。

これら差別や誹謗中傷は、人が感染に対して強い不安や恐れを感じ、ウイルスを遠ざけたいという気持ちから発生すると指摘されております。このため、私たちが闘う相手は「ウイルス」であっ

て「人間」ではないこと、新型コロナウイルスは、誰もが感染しうる病気であることなどを府民の皆様が理解し、行動していただくことが必要だと考えております。

京都府におきましては、府民だよりやホームページ等でのメッセージの発信や、相談窓口の周知を行うとともに、インターネット府民講座を開催するなど、理解促進に向けて積極的に取組を進めて参りたいと考えております。

次に、大学における感染防止対策についてであります。府内の大学等に対しては、大学連携会議を通じて、全学生への一斉注意喚起を要請するとともに、京都府の「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン」を改定いたしまして、食堂や喫茶室など学内の感染防止対策を徹底すること、学生は日常生活においても徹底して3密を避けるとともに、後期授業開始の概ね2週間前から体調確認をした上で登校することなどの注意事項をお示したところでございます。

また、各大学に対して、京都府のガイドラインの改定に合わせた各大学のマニュアル等の見直しや、後期授業再開に向け、京都府が作成する「専門家による新しい生活様式の啓発動画」を用いた全学生へのガイダンス等の実施などをお願いしたところであります。

さらに、大学等が行います食堂等の感染防止対策の一層の強化や、大学構内のWi-Fi環境の整備、学生寮の相部屋解消等を支援するとともに、大学生が医療・社会福祉施設等への実習を行うにあたりまして、大学が実施する事前のPCR検査を支援するための補正予算を今議会に提案させていただいております。

今後とも、大学生等が安心して学生生活を送れるよう、大学と連携して感染防止対策を進めてまいりたいと考えております。